



2022年5月13日

各 位

会社名 小池酸素工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池英夫
(コード番号6137東証スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役副社長執行役員管理部長 富岡 恭三
(TEL 03-3624-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の定款の一部変更について、2022年6月28日開催予定の第99期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の展開、内容の多様化に対応するため、第2条（目的）に目的事項を追加し、号数の整備を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第20条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第20条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。また、条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

<p>第7章 計 算</p> <p>第40条 (条文省略) (新設)</p> <p>第41条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p> <p>第42条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>第41条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>第43条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 定款第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第20条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日

定款変更の効力発生日 2022年6月28日

以 上